

虐待防止委員会規定

株式会社 ほのか

（委員会の設置）

第一条 当事業所が運営する介護保険サービス訪問介護において、「高齢者虐待防止条例」に基づき利用者の安全と人権保護の観点から虐待の防止とその適切な対応（以下「虐待防止」という。）を設置する。

（委員会の目的）

第二条 この規定は委員会の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

（委員会の組織）

第三条 委員会は委員会責任者、委員をもって組織とする。

- 2 委員会責任者は管理者、サービス提供責任者とする。
- 3 担当の委員会責任者が職務を実施できないときは他の委員会責任者が職務を代行とする。

（委員会の開催）

第四条 委員会は年一回開催する。

- 2 委員長は、委員会において必要があるときは、前条に定める委員のほかに、参考人として指名した者の出席を求めることができる。
- 3 委員会は書記を指名し議事録を整備する。

（委員会の業務）

第五条 委員会は次の業務を行う。

- ① 虐待の分類について、職員に周知すること、定期的な見直しを行い、必要があれば疑いのある項目を足していく。
- ② 虐待の早期発見チェックリストの結果による調査を必要な場合に実施する。
- ③ 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待のおそれがある場合には、虐待防止受付担当者に報告する。
- ④ 虐待に係る研修を原則年一回実施する。
- ⑤ 虐待につながる事例がある場合は、虐待防止委員会において対応する。
- ⑥ その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等を見直しを行うこととする。

（委員会の責務）

第六条 委員会は虐待が起こらないよう事前の処置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない環境づくりを目指さなければならない。

- 2 委員会の委員長・委員は日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待に繋がるような支援が

行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。

3 委員会は利用者の虐待のおそれのある事案や支援等に問題がある場合は、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

(その他)

第七条 苦情および説明・同意については、事業所の利用契約書、重要事項説明書及び苦情を処理するために講ずる措置の概要に準拠し対応する。

附則 この規定は、令和6年4月1日から施工する。